

全建事発 020 号  
令和 5 年 5 月 11 日

各都道府県建設業協会  
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会  
専務理事 山崎 篤男  
〔公印省略〕

「新型コロナウイルス感染症対策による学校等の臨時休業に伴う  
建設業法上の取扱いの明確化について」の廃止について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る学校等の臨時休業により、監理技術者等が臨時休業に伴う育児のため、短期間工事現場を離れる場合等の建設業法上における取扱いについて、「新型コロナウイルス感染症対策による学校等の臨時休業に伴う建設業法上の取扱いの明確化について」（令和 2 年 2 月 28 日付け国土建第 482 号。以下「本件通知」という。）により、明確化されたところです。

5 月 8 日付で、国土交通省より感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）における新型コロナウイルス感染症の位置付けが、5 類感染症に変更されたことから、本件通知を廃止することとなった旨、通知がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

別紙 国土交通省通知文  
参考 （令和 2 年通知）新型コロナウイルス感染症対策による学校の臨時休業等に伴う建設業法上の取扱いの明確化について

以 上

【担当】事業部 山中

TEL : 03-3551-9396

FAX : 03-3555-3218

E-mail : jigyo@zenken-net.or.jp